

苦情処理に関する取組み

- 社会福祉法第82条の規定により、本保育所では利用者からの苦情に適切に対応できるよう体制を整えております。
- 本保育所における苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員を設置し、苦情解決に努めてまいります。また、職員にご要望を申し出たり、連絡帳等に記入していただくことも可能です。いつでもお気軽にお話しくださいますようお願いいたします。

苦情・要望結果の公表

期間	件数及び内容
令和6年4月 ～ 令和6年9月	・なし
令和6年10月 ～ 令和7年3月	・なし